

# 総合評価競争入札に関するアンケート 集計結果

## 1 調査概要

### (1) 調査目的

本市では、総合評価競争入札による工事発注をより効率的かつ円滑に実施することを目的に総合評価試行ガイドラインを策定しております。本調査結果を参考に、本ガイドライン及び試行の在り方について検討をするため、アンケート調査を実施させていただきました。

### (2) 調査期間

令和2年(2020年)1月～2月

### (3) 調査対象

工事業者 55者

鎌倉市内に本社があり営業種目「土木一式、建築一式、電気、管」のいずれかに登録のある業者及び総合評価競争入札に参加実績のある事業者

### (4) 調査方法

調査対象事業者にメールによる配布・回収

### (5) 有効回答数(有効回答率)

工事業者 39者(71%)

### (6) アンケート結果(まとめ)

有効回答数のうち、総合評価競争入札に参加したことがある業者は49%であった。

総合評価競争入札のメリットとして、「不良・不適格業者が排除できる」、「工事成績向上に向けて行ってきた努力が報われる」、「工事の品質及び業者の技術力の向上」が挙げられた。

総合評価競争入札のデメリットとしては、「書類作成の事務が増える」、「契約まで時間を要する」が大半を占めたが、中には「低価格入札を助長する」という回答も7%あった。

総合評価競争入札の評価項目については、「適切である」、「おおむね適切である」との回答が約半数で、「現状のままでよい」との回答が55%だった。

年間発注件数については、「適切である」との回答が56%だった。

今後の総合評価競争入札案件の課題については、「技術資料等の提出書類の簡素化」が38%、「落札決定までの時間短縮」が18%と、簡素化や時間短縮を求める回答が多かったが、技術資料の作成について、「会社の現状を確認できる」とプラスの回答もあった。

今後の総合評価競争入札の継続については、「継続していくべき」との回答が54%と半数を超えていた。

総合評価競争入札を継続するに当たって、発注形態としては、「毎年発注」が43%、「隔年」が0%、「総合評価競争入札で発注すべき案件が出た場合」が57%であった。

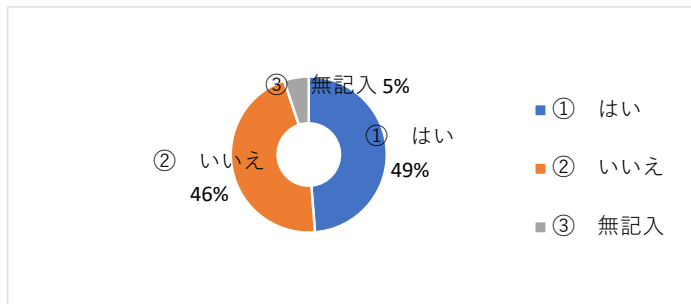
上記のとおり、総合評価競争入札を継続すべきとの回答が半数を超えており、本市としては、今後も総合評価競争入札を継続すべきと考える。その継続方法に当たっては、技術資料の簡素化、落札決定までの時間短縮などの課題を引き続き検討し、評価項目及び発注形態についても、総合評価競争入札を実施していく中で、決定していきたい。

## 2 結果概要

### ○ 総合評価方式の意義等についてお尋ねします。

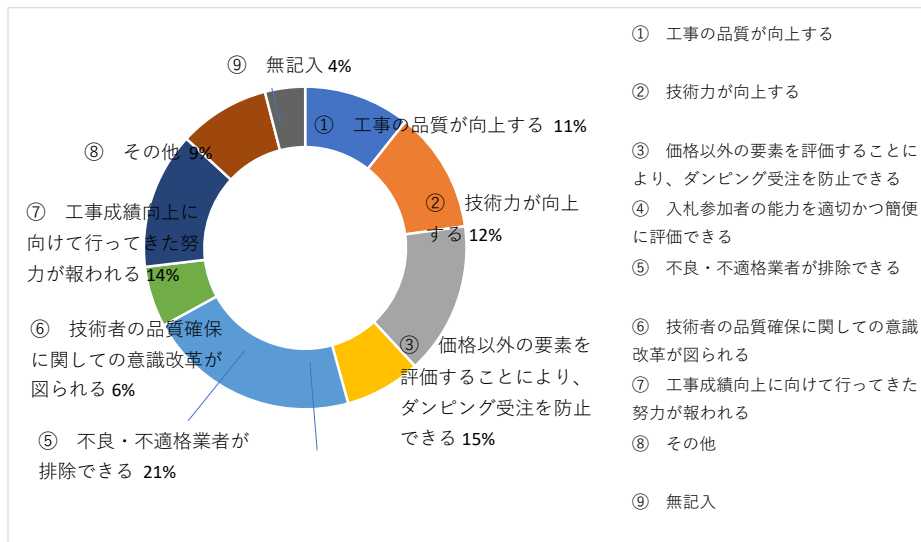
#### 問1 総合評価競争入札に応札したことがありますか。

項目	回答数	割合
① はい	19	49%
② いいえ	18	46%
③ 無記入	2	5%



問2 従来の一般競争入札に比べ、総合評価競争入札のメリットは何だと思いますか。

項目	回答数	割合
① 工事の品質が向上する	7	11%
② 技術力が向上する	8	12%
③ 価格以外の要素を評価することにより、ダンピング受注を防止できる	10	15%
④ 入札参加者の能力を適切かつ簡便に評価できる	5	8%
⑤ 不良・不適格業者が排除できる	14	21%
⑥ 技術者の品質確保に関する意識改革が図られる	4	6%
⑦ 工事成績向上に向けて行ってきた努力が報われる	9	14%
⑧ その他	6	9%
⑨ 無記入	3	4%



《その他》

従来型に比べ、入札者（建設業者）の創意工夫と経験に基づいたノウハウを、事業（工事）に最大限反映できる。

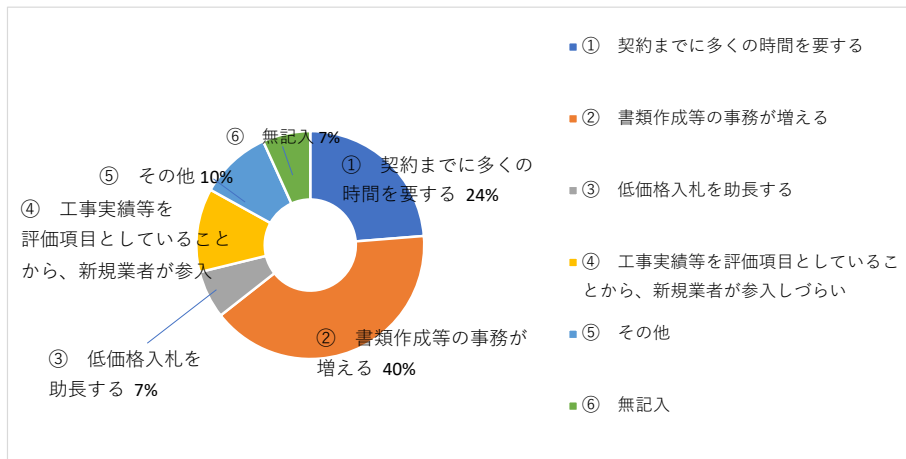
発注者と入札者双方にとって、選定基準の透明性が確保され、事業の公平性に関し、議会・市民からの理解を高めることができる。

「企業の社会性・信頼性」を評価項目とすることにより、建設業者の社会的責任に関する意識改革、雇用環境整備を促進し、業界全体の健全化が図られる。

くじ引きの結果に左右されない。

問3 従来の一般競争入札に比べ、この方式のデメリットは何だと思いますか。

項目	回答数	割合
① 契約までに多くの時間を要する	14	24%
② 書類作成等の事務が増える	24	40%
③ 低価格入札を助長する	4	7%
④ 工事実績等を評価項目としていることから、新規業者が参入しづらい	7	12%
⑤ その他	6	10%
⑥ 無記入	4	7%



《その他》

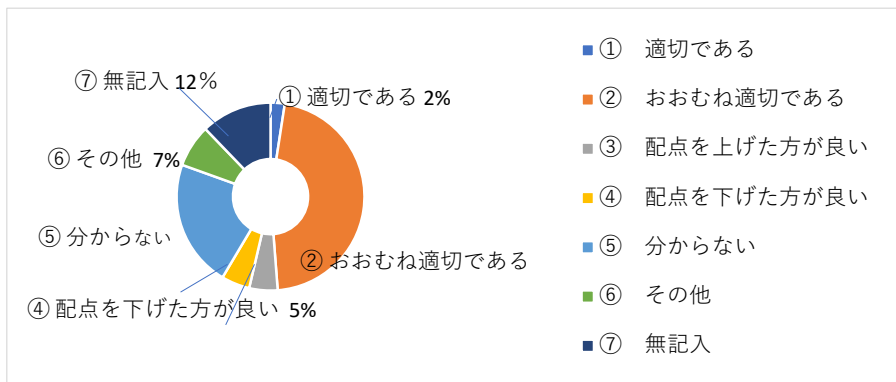
一般競争入札案件を受注できなかった場合、その後公告された総合評価案件を低価格で入れるのではないか。

特定の業者のみの参加が多くなる。参加しても受注できなければ、次回から参加しなくなる。

○評価項目についてお尋ねします。

問4 「企業の技術力」に対する評価や配点について伺います。  
※企業の技術力については、施行実績や、工事成績評定などを評価しています。詳細は別添のガイドラインのとおりです。

項目	回答数	割合
① 適切である	1	2%
② おおむね適切である	19	47%
③ 配点を上げた方がよい	2	5%
④ 配点を下げた方がよい	2	5%
⑤ 分からない	9	22%
⑥ その他	3	7%
⑦ 無記入	5	12%



《その他》

鎌倉市の工事受注が少ないので検討できない。

新規参入、県外本社企業、入札参加工事が限定される大手建設会社にとって不利なルールとなっており、参入しづらい。

問5 前問で③又は④と答えた方に伺います。具体的にどのようにすべきと考えますか。

竣工書類及び施工完了現場をもっと評価してほしい。

落札決定を速やかに行う。

施工実績以外の評点や社会貢献度・企業の与信など企業としての価値を判断して頂きたい。

社会性や信頼性は平等に評価されやすいかもしれませんが、技術力では評定が主観により左右されやすく、また改修工事の場合本来評定に反映されるべき内容がマニュアルにはない隠れた部分が多く存在し、評価の正当性が疑問です。結局アピールの上手い業者が評価されやすく公平さに欠けるのではないのでしょうか。

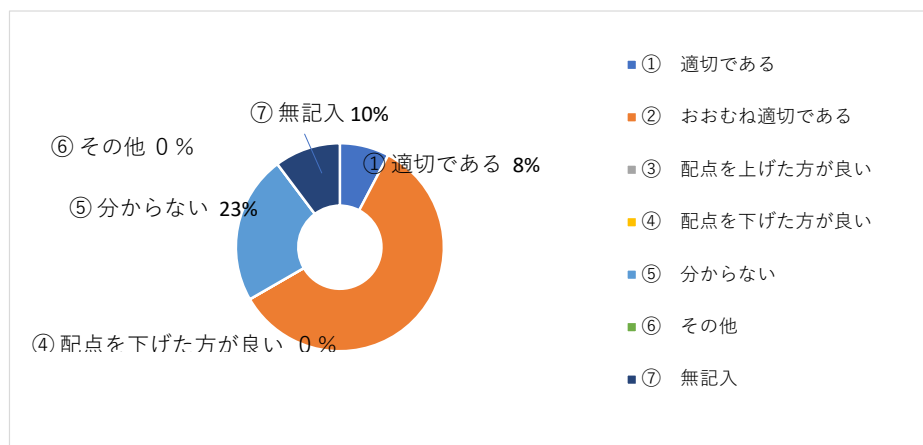
簡易型でも、技術的難易度の高い工事における加点基準の見直し。同種・類似工事実績の加点配分を上げるべきと考える。

技術的難易度の高い工事、特に改修の場合、継続的に出件するとは限らず受注機会も少ないため、加点対象となる工事实績の過去年限緩和。県内の他の自治体同様に10年まで拡大すべきと考える。

配置予定技術者の施工経験については、工事難易度に関わらず、取得した工事標定平均値、優良工事表彰実績による加点合計の方が、同種類工事実績の加点より高い点数の設定とすることは、技術力を有する大手の参加意欲の低下を招く。

問6 「企業の社会性・信頼性」に対する評価や配点について伺います。※企業の社会性・信頼性は、障害者雇用や、若手技術者の雇用など、特定施策への取り組みを評価しています。詳細は別添のガイドラインのとおりです。

項目	回答数	割合
① 適切である	3	8%
② おおむね適切である	23	59%
③ 配点を上げた方が良い	0	0%
④ 配点を下げた方が良い	0	0%
⑤ 分からない	9	23%
⑥ その他	0	0%
⑦ 無記入	4	10%

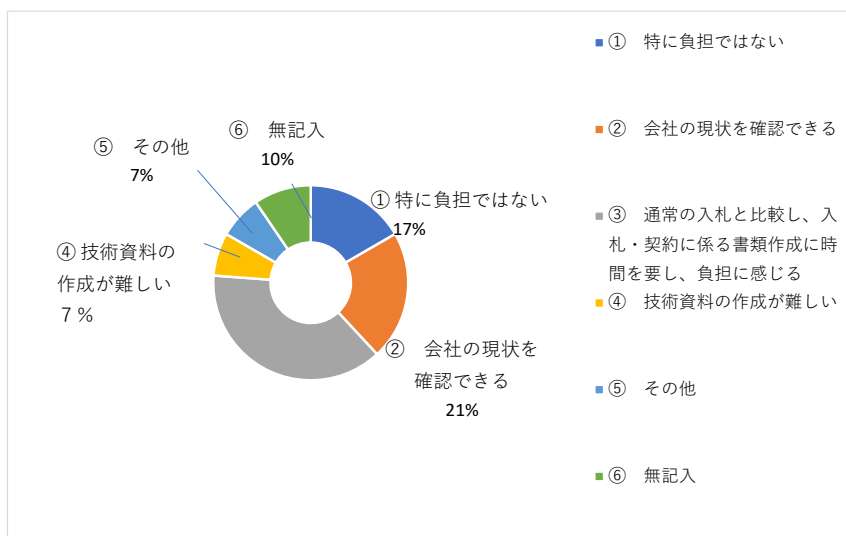


問7 前問で③又は④と答えた方に伺います。具体的にどのようにすべきとお考えですか。

回答なし

問 8 総合評価競争入札は、技術資料を提出していただき、技術力及び社会性・信頼性を評価します。技術資料の作成について、どのようにお考えですか。【複数回答可】

項目	回答数	割合
① 特に負担ではない	7	17%
② 会社の現状を確認できる	9	21%
③ 通常の入札と比較し、入札・契約に係る書類作成に時間を要し、負担に感じる	16	38%
④ 技術資料の作成が難しい	3	7%
⑤ その他	3	7%
⑥ 無記入	4	10%



《その他》

入札に参加する際に資料の提出が必要となるため、参加を見送るケースが多い。入札価格内訳書のように、入札時に添付するようにはできないでしょうか。

受注物件が少ないので参加しても受注できないと思う。

問9 前問で③又は④と答えた方に伺います。具体的にどのようにすべきとお考えですか。

提出書類を、もっと簡素化してほしい。

監理技術者としての10年間以上の実務経験を証明する資料作成が大変。

市で各社の持ち点を表示すればよいと思う。

市の発注案件はすべて一般競争入札を希望する。

会社の規模による要素が多い。

できる限り簡素化して欲しい。

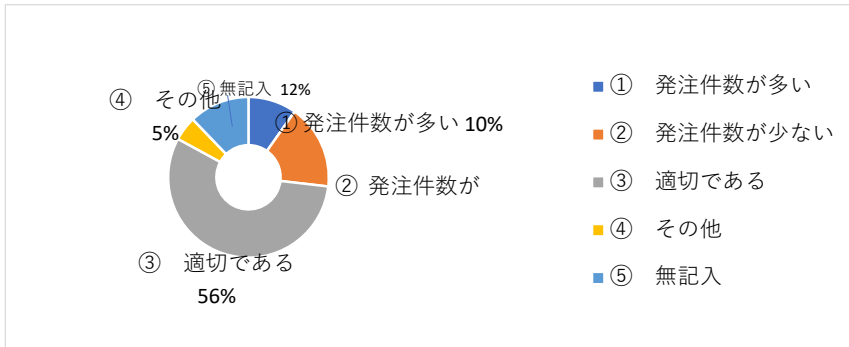
市で確認可能な内容（経営事項審査結果等）による評価を行い、その他の評価項目とされる内容のみ資料提出とする等、入札参加者の書類作成量の軽減が図られる様希望する。

技術的難易度の高い工事において、技術力評価のための配置予定技術者に関する証明書類及び「社会性・信頼性評価」も同様に相応の準備時間を要す為、技術資料提出期間の見直しが必要。



問10 鎌倉市では、毎年度2～3件程度総合評価競争入札を実施していますが、発注件数についてどのようにお考えですか。

項目	回答数	割合
① 発注件数が多い	4	10%
② 発注件数が少ない	7	17%
③ 適切である	23	56%
④ その他	2	5%
⑤ 無記入	5	12%



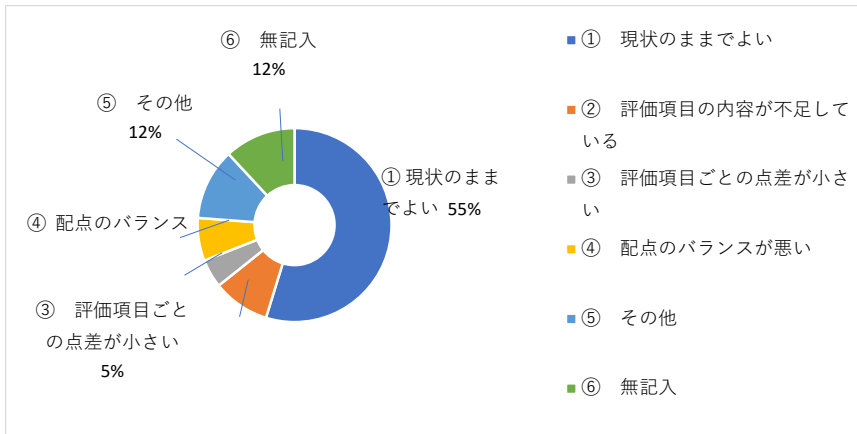
#### 《その他》

総合評価に強い会社だけが案件を受注するようになるので偏りが出る。とにかく市の発注量・金額が少ないのに総合評価は無理がある。

新築工事のみならず、老朽化の進む既存施設の適切な更新・長寿命化を図っていくためには、民間の技術提案によるノウハウ活用が効果的であり、今後、一層の総合評価適用が行われることが望ましいと考える。

問 1 1 鎌倉市が発注する総合評価競争入札案件の評価項目について、どのようにお考えですか。  
【複数回答可】

項目	回答数	割合
① 現状のままでよい	23	55%
② 評価項目の内容が不足している	4	9%
③ 評価項目ごとの点差が小さい	2	5%
④ 配点のバランスが悪い	3	7%
⑤ その他	5	12%
⑥ 無記入	5	12%



#### 《その他》

技術的難易度の高い工事での総合評価を導入する場合、国交省基準を参考に標準型総合評価方式による評価項目を採用すべきと考える。

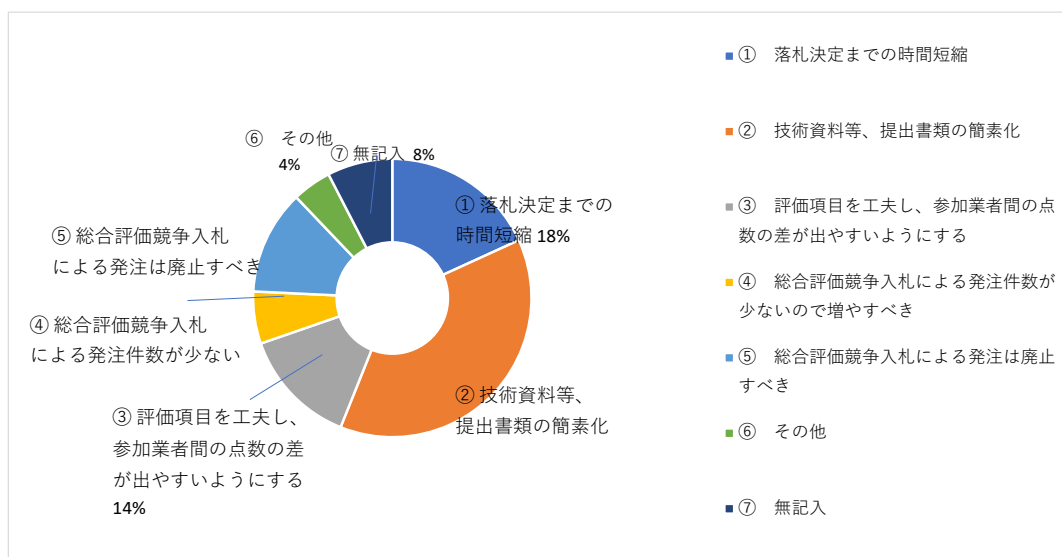
技術的難易度の高い工事は施工計画作成にも時間を要する。作成期間は3週間が目安。

簡易型評価項目で実施すると、企業の社会性・信頼性に関する書類作成も加わり、入札参加者側の負担が増加する。

○ 今後の課題についてお尋ねします。

問 1 2 鎌倉市が発注する総合評価競争入札案件の今後の課題について、どのようにお考えですか。【重要と思われる項目を3つまでお答えください。】

項目	回答数	割合
① 落札決定までの時間短縮	12	18%
② 技術資料等、提出書類の簡素化	25	38%
③ 評価項目を工夫し、参加業者間の点数の差が出やすいようにする	9	14%
④ 総合評価競争入札による発注件数が少ないので増やすべき	4	6%
⑤ 総合評価競争入札による発注は廃止すべき	8	12%
⑥ その他	3	4%
⑦ 無記入	5	8%



《その他》

難易度の高い工事における総合評価入札制度を見直すべき。国交省モデルの標準型総合評価制度を参考に入札ルールを改善願いたい。

公告から2週間で技術提案資料を作成し、その2週間後に入札という設定では、精度の高い積算ができず、コスト増加につながる。公告から提案書提出期間は最低3週間、提案資料提出から入札日までの期間は最低4週間を目安とした設定がなされるべき。特に改修工事においては、技術資料作成期間内に積算分野まで人的資源の投入をするのが難しい。

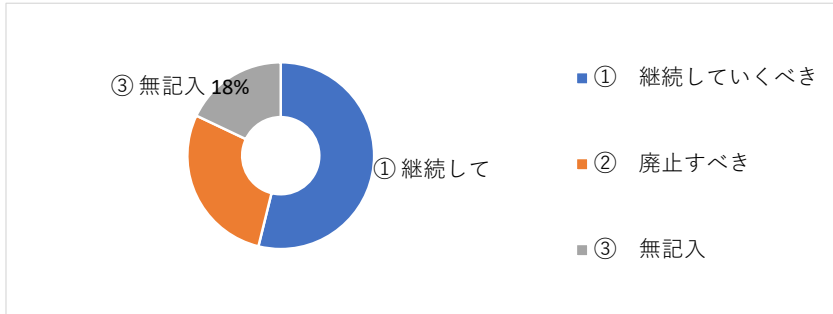
技術資料提出期間中の質問機会1回では、積算精度の悪化によるコスト増加を招く。総合評価競争入札では、質問回答を技術資料作成向け(技術資料提出期間中)と積算向け(技術資料提出後)の2回実施すべき。提案内容を加味した積算となるため、技術資料提出の1週間後を目安に、積算用の質問期間が設定されるべき。

現地調査未実施であれば、提案内容及び積算価格の精度が悪くなる。増改築工事では現地調査の機会を設定すべき。

入札前(最低2週間前)迄に、提出提案項目の採否を通知願いたい。不採用項目がある場合、高い金額での入札となり不要なコスト増での入札となる。

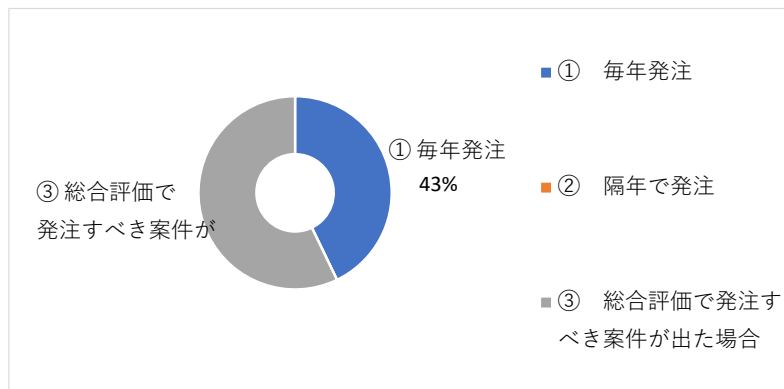
問 1 3 今後も公共の発注において総合評価競争入札を継続していくべきと考えますか。

項目	回答数	割合
① 継続していくべき	21	54%
② 廃止すべき	11	28%
③ 無記入	7	18%



問 1 4 前問で①と答えた方に伺います。どのように継続していくべきとお考えですか。

項目	回答数	割合
① 毎年発注	9	43%
② 隔年で発注	0	0%
③ 総合評価で発注すべき案件が出た場合	12	57%



## ○ その他

### 問 15 その他、総合評価競争入札に関するご意見があればご記入ください。

総合評価競争入札は、金額的に大きな案件には良いのかもしれないが、弊社が受注している様な2000万円程度での工事では、あまり合っていない様に思います。

発注者(市)は、経営規模等評価を信頼して過去の市の発注に対して施工能力・技術力等の確認をして責任施工範囲を拡大すべきである。

総合評価方式を用いても結果は入札金額による事が多く、点数で逆転するケースは少ないように見受けられる。現状では発注者及び受注者の事務負担等を考えると効果が薄いように思います。

大手企業向けの制度、中小企業用に改良しないままやり続けても無意味と感じます。

現状のままでよい。

総合評価は公平であって公平ではありません。受注に偏りが出るので、点数が高い会社は常に強い傾向にあります。どの企業も点数アップの努力はしているのですが、鎌倉市の発注量は評価点数の挽回出来る工事量ではありません。台風処理の出動などの方が評点するならば重要だと考えます。

1億円以下の発注案件には不向きかと思えます。

出来る限り簡素化されていれば継続も受入れますが、出来れば廃止の方向に考えて頂きたい。

総合評価競争入札試行ガイドラインにおいて市内業者での受注が望ましい小規模案件と一定規模以上(WTO適用等)、若しくは技術的難易度の高い工事案件で、参加資格及び評価基準の区別をすべき。

総合評価競争入札に際しては、十分な準備期間が必要である。

「簡易的な施工計画の技術的所見」の検討に際し、設計図書と入札価格内訳書の情報のみでは実態に即した条件整理と十分な検討が行えず、現地調査実施は不可欠と考える。

「積算情報等調書(見積協力業者)」に関し、市が下積を徴収する際、取組意向のある業者のみからの徴収とされることが望ましい。(調書記載の下積業者に問合せた際、各項目で「下積提出だけで施工不可」と回答の業者が存在した。)

入札者からの質問に関し、電子入札システムによる一斉回答となっているが、入札説明資料、提案書類の説明資料等、窓口での質疑対応や電話回答等、質問内容に応じた個別の柔軟な対応をお願いします。

施工実績について、証明資料として契約書・図面等を添付するが、中には対象となる工事発注者の了解がなければ提示できない場合がある。この点、柔軟な対応がなされることが望ましい。

入札不調時は、最低金額提示者のみではなく、次点者に対しても設計図書と入札価格内訳書の解釈についての協議がなされることを強く希望する。